

令和5年度クリーニング業務従事者講習開催要領

| 地 域 | 県北地区 (大館、北秋田、能代保健所管内) | 中央地区 (秋田中央、秋田市、由利本荘保健所管内) | 県南地区 (大仙、横手、湯沢保健所管内) |
|------|--|---|--|
| 期 日 | 令和5年7月30日(日) | 令和5年8月20日(日) | 令和5年9月3日(日) |
| 受付時間 | 9時30分～ | 9時30分～ | 9時30分～ |
| 研修時間 | 10時00分～13時00分 | 10時00分～13時00分 | 10時00分～13時00分 |
| 会 場 | 北秋田市交流センター 北秋田市材木町2-2 TEL 0186-63-2321 | 秋田県社会福祉会館 秋田市旭北栄町1-5 TEL 018-864-2700 | 大曲エンパイヤホテル 大仙市大曲白金町8-17 TEL 0187-63-1131 |

| 地 域 | 秋 田 県 内 | 受 講 対 象 者 |
|------|--|--------------------|
| 期 日 | ○レポート提出方式で実施 | 第1型研修が都合により受講できない者 |
| 受付期間 | ・受付開始：令和5年9月1日(金) ～9月29日(金) ・レポート提出期限 令和5年10月31日(火) | |

| 研 修 科 目 | 時 間 | 講 師 |
|-----------------|--------------------------|---|
| 衛生法規及び公衆衛生 | 県北・中央・県南 10:00:~10:40 | 県北地区 北秋田地域振興局鷹巣阿仁福祉環境部 環境指導課長 太田見 修広 |
| | | 中央地区 秋田地域振興局福祉環境部 地域環境専門員 櫻田 フジト |
| | | 県南地区 仙北地域振興局福祉環境部 環境指導課長 小山 真人 |
| 洗濯物の受取、保管及び引渡し | 県北・中央・県南 10:45~11:20 | 秋田県生活センター 副主幹(兼)班長 鈴木 覚士 |
| 洗濯物の処理、繊維及び繊維製品 | 県北・中央・県南 11:30:~12:50 | 元秋田県クリーニング生活衛生同業組合員 技術部役員 佐藤 清貴 |

クリーニング所(取次所を含む)の業務に従事する者(クリーニング師以外の者)で、令和2年度に受講した者及び令和2年度以前から受講していない者。(令和3年・令和4年度受講者以外の者)

同封のクリーニング業務従事者講習受講申込書により、次の期日までに必着するよう、秋田県生活衛生営業指導センターまで申し込んでください。なお、第2型を希望する場合は、上記1の受付期間内に申し込んでください。

(照会先電話：018-874-9099：FAXでも受付けます：018-874-9199)

| | | |
|------|------|--------------|
| 申込期限 | 県北地区 | 令和5年7月21日(金) |
| | 中央地区 | 令和5年8月10日(木) |
| | 県南地区 | 令和5年8月25日(金) |

① 受講料4,500円(テキスト代を含む)は、同封の郵便払込取扱票により受講料を払込みしてください。

又は他行から郵便局に払込みする場合は、次の口座番号(店名：二二九 預金種目：229 口座番号：0112226)

あてに払込みをしてください。

② 当日、会場での現金の取扱いはいたしません。

講習修了者には修了証書を交付します。

① 受講料は、原則としてお返しいたしません。

② 指導センターは、講習修了者を県知事に報告することとなっています。